

## 7 職員の福祉の状況

### (1) 共済組合の概要

伊勢原市の常勤職員は、神奈川県市町村職員共済組合に加入しています。  
 (公立小中学校に勤務する校務整備員、給食調理員は公立学校共済組合に加入しています。)  
 神奈川県市町村職員共済組合は大きく分けて、短期給付事業、長期給付事業、福祉事業の3つの事業を行っています。  
 これらの事業に必要な費用は「組合員の掛金」と「地方公共団体の負担金」によって賄われています。

#### ① 短期給付事業

組合員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業・災害に対して、必要な給付を行います。

給付名		内 容
法定給付	保健給付	病気、負傷などの場合に支払われる給付
	休業給付	育児休業などの場合に支払われる給付
	災害給付	災害などに支払われる給付
法定外給付	附加給付	法定給付以外の給付

#### ② 長期給付事業

組合員の退職・障害・死亡等に対して年金・一時金の給付を行います。  
 公務員の公的年金には、基礎年金(国民年金に相当)と厚生年金があります。  
 ※平成27年10月から公務員も厚生年金に加入し、共済年金は厚生年金に統一されました。

##### ○ 厚生年金

給付名	内 容
老齢厚生年金 (退職共済年金)	職員(共済組合員)期間等25年以上の者が退職した場合で、65歳に達したとき等に支給(支給開始年齢の特例あり)
障害厚生年金	法定の障害等級に該当する状態にある場合に障害の程度に応じて支給
障害手当金	軽度の障害の状態での退職したときに支給
遺族厚生年金	組合員が死亡したときに支給

(注) 要件等は省略しています。

##### ○ 基礎年金

給付名	内 容
老齢基礎年金	職員(共済組合員)期間等25年以上の者が退職した場合で、65歳に達したとき等に支給
障害基礎年金	法定の障害等級に該当する状態にある場合に障害の程度に応じて支給
遺族基礎年金	組合員が死亡し、18歳未満の子を有している場合に支給

(注) 要件等は省略しています。

#### ③ 福祉事業

福祉事業としては、職員(組合員)の健康保持・疾病予防事業などの保健・保養及び教養に資する事業、保養所の経営などの宿泊事業、住宅貸付などの貸付事業、貯金事業、物資の斡旋事業など職員の福祉のための事業を行っています。

給付名	内 容
保健等事業	人間ドック等の補助、電話健康相談、宿泊施設・保養所利用助成、厚生施設(遊園地・プール等)利用助成など
宿泊事業	保養所「湯河原温泉ちとせ」
貸付事業	普通貸付、特別貸付(医療・入学・修学・結婚・葬祭)、住宅貸付、災害貸付、在宅介護対応住宅貸付、高額医療貸付、出産貸付
貯金事業	給料から天引きにより積立
物資事業	自動車・オートバイの代金の立て替え払いをし、割賦により職員から返済を受ける、など
財形住宅貸付事業	住宅の新築・購入・増改築等に必要な資金の貸し付け

(2) 公務災害補償の状況

公務上の災害(負傷・疾病・障害・死亡)については、地方公務員災害補償基金から一定の補償がなされます。

		令和元年度		平成30年度	
		傷病	死亡	傷病	死亡
通勤 災害	新規認定件数	3	0	2	0
	補償件数	3	0	2	0
公務上 の災害	新規認定件数	12	0	9	0
	補償件数	12	0	9	0

(3) 職員の健康診断等の概要

労働安全衛生法に従い、職員の健康診断を年1回実施しており、職員の健康に配慮しています。

その他、職務内容により、特殊健康診断や予防接種などを実施し、職員の公務上での安全面にも配慮しています。

(4) メンタルヘルスへの対応状況

メンタルヘルスに対しては、月1回相談日を設けて、精神科医が相談に応じています。

また、年に1回メンタルヘルスの講習を職員を対象に行っております。

(5) セクシャルハラスメントへの対応状況

セクシャルハラスメントに対しては、職員の相談窓口において、随時相談を受け付け、相談に応じています。

相談を受けた場合、必要に応じて所属長や人事主管課と連携して、対応しています。

(6) その他厚生制度の概要

地方公務員法第42条に基づく職員の保健、元気回復、その他の厚生に関する事業及び職員相互の親睦を図るため、「職員親睦会」を設置し、各種事業を行っています。

これらの事業については原則会員からの会費で運営していますが、地方公務員法42条に基づく事業に該当するものに対しては、市から補助金を支出し、その事業の一部又は全部に充てています。

ア 職員親睦会の主な事業

事業名	内容	
①レクリエーション事業	職員相互の親睦、体力増強、文化教養を目的とした各種事業を実施	市補助対象:事業の一部
②宿泊施設利用助成	宿泊施設を利用した場合に費用の一部を助成	市補助対象外
③慶弔事業	会員・家族に対する祝金・香料等を支出	市補助対象外
④人間ドックへの助成	健康管理を目的とし事業主が行うべき、定期健康診断の代わりに、人間ドックを受診した場合に費用の一部を助成	市補助対象:事業費の10/10
⑤体育、文化施設利用助成	体育・文化施設を利用した場合に費用の一部を助成	市補助対象外
⑥その他親睦事業	職員相互の親睦を図るため、各種事業を行う。また、自販機を設置し売上手数料を親睦会の事業費に充てています。	市補助対象外

イ 親睦会の予算・決算

①R1年度決算

(歳入)

科目	金額
会費	11,954,580
事業参加負担金	572,000
市補助金	5,306,707
収益事業等からの繰入金	3,264,852
繰越金	1,196,626
雑収入	506
合計	22,295,271

(歳出)

科目	金額
一般管理費(消耗品等)	285,466
レクリエーション事業費	1,791,902
厚生事業費	16,671,408
繰出金	2,761,265
予備費	0
合計	21,510,041

②R2年度予算

(歳入)

科目	金額
会費	11,662,000
事業参加負担金	720,000
市補助金	5,890,000
収益事業等からの繰入金	3,709,000
繰越金	785,000
雑収入	1,000
合計	22,767,000

(歳出)

科目	金額
一般管理費(消耗品等)	338,000
レクリエーション事業費	2,620,000
厚生事業費	17,077,000
繰出金	2,696,000
予備費	36,000
合計	22,767,000